第22期

第1回大分県内水面漁場管理委員会

議事録

開催日時 令和7年1月31日(金) 10時30分

開催場所 大分市大手町3-1-1

大分県庁舎本館1階12会議室

第22期大分県内水面漁場管理委員会 第1回委員会

1. 開催日時 令和7年1月31日(金) 10時30分

2. 開催場所 大分県庁舎本館1階12会議室

3. 出席委員 宮名利 光 廣

手 島 勝 馬(会長、議長)

秦 和 惠

久寿米木 洋子

北 西 滋

横 松 芳 治(仮議長)

松 原 かおり

後藤公成

山下あづさ

秦 香織

農林水産部 大屋審議監

漁業管理課 大石参事、堀主幹(総括)、中川主幹、野田主査、利光主

事

臨席者 穴井弘樹 (津江漁協)

4. 議事録署名委員 秦(和)委員、松原委員

5. 審議事項及び審議結果

第1号議案 議席の決定について

審議の結果 くじ引きにより議席を決定した

第2号議案 会長、会長職務代理者の互選について

審議の結果 互選により会長に手島勝馬委員が、会長職務代理者に久寿米

木洋子委員が選任された

第3号議案 大分県漁業調整規則の一部改正について

審議の結果 原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した

第4号議案 第五種共同漁業権に係る増殖事業の令和6年度中間実績に

ついて

審議の結果 報告のとおり確認した

6. 審議概要

参事 それでは、ただいまより第22期大分県内水面漁場管理委員会 第1回委員会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただ きます漁業管理課の大石です。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の出席委員をご報告します。定員10名中10名の委員さんが出席しておられます。漁業法第173条により準用する同第145条第1項の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして大分県農林水産部審議監兼漁業 管理課長の大屋よりごあいさつを申し上げます。

大屋審議監 (あいさつ)

参事 ありがとうございました。それでは、第1回委員会いということですので自己紹介から始めさせていただきます。宮名利委員さんから時計回りに、自己紹介をお願いします。

各 委 員 (委員自己紹介)

続きまして、県、事務局職員の自己紹介を行います。大屋審議 監から順にお願いします。

(審議監、水産振興課長、事務局職員の順に自己紹介)

参 事 議事に入ります前に、お手元に配布しております資料の確認を させていいただきます。まず、表紙に議案書とかかれたものと、 委員名簿、配席図、資料①から⑤をお配りしております。不足が ございましたら、お申し出ください。

資料①の1ページをご覧ください。大分県内水面漁場管理委員会事務規程をお示しておりますが、一番下の第8条により会長が議長を務めることとなっております。第1回委員会であることから会長が選出されておりませんので、会長が決定されるまでの間、仮議長の選出についてお諮りしたいと思います。仮議長につきましては、横松委員にお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

参 事 異議がないようですので、横松委員さんに会長が選出されるま

での間、仮議長をお願いしたいと思います。横松委員さんは議長 席にご移動ください。

仮 議 長 ただいまご指名をいただきましたので、会長が選出されるまで の間、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたし ます。

それではまず、議事録署名委員の選任を行いますが、いかがいたしましょうか。私から指名させていただくことでよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

仮 議 長 それでは、今回は秦和惠委員さんと松原委員さんにお願いした いと思います。

これより議事に入ります。第1号議案「議席の決定について」をお諮りいたします。事務局から説明してください。

事 議案書の1ページをお開きください。大分県内水面漁場管理委員会事務規程第9条の規定に基づき議席を決定するものです。ただいまは、仮議席ということで、議長席の左手から名簿順に時計回りでご着席いただいておりますが、次回からはこれから決定いたします議席の順にご着席いただくことになります。資料①の2ページをお開きください。事務規程第9条により「議席は予めくじによって定める。」と規定されているため、今からくじを引いていただき議席を決定していただきます。

仮 議 長 それでは、説明がありましたように、くじ引きで議席を決めた いと思いますが、くじを引く順番は事務局に一任でよろしいでし ょうか。

委員一同 異議なし。

参 事 それでは、事務局職員がくじをお持ちしますので、順にお引き いただきたいと思います。

(くじ引き)

参事 それでは、委員さんの議席番号を読み上げます。 1番 北西委員、2番 手島委員、3番 山下委員、4番 久 寿米木委員、5番秦香織委員、6番 横松委員、7番 後藤委員、8番 松原委員、9番 秦和惠委員、10番 宮名利委員、 以上でございます。

仮 議 長 次回の委員会からは決定した議席にご着席いただきますので、 よろしくお願いします。

> 次に、第2号議案「会長、会長職務代理者の互選について」を お諮りいたします。事務局から説明をお願いします。

事 議案書の2ページをご覧ください。漁業法第173条により準 用する同法第137条第2項の規定により内水面漁場管理委員会 に会長を置くこととなっており「会長は委員が互選する。」と規 定されています。また、大分県内水面漁場管理委員会事務規程第 4条第3項の規定により「会長に事故あるときは、委員が互選し た委員がその職務を代理する。」ことになっておりますので、会 長及び会長職務代理者を互選により選出していただくようお願い します。

仮 議 長 事務局から説明がありましたが、まず会長について、立候補若 しくは推薦はございませんか。

北西委員 会長には第21期で会長職務代理者を務められた手島委員さん が相応しいと思います。

仮 議 長 他に候補者はいらっしゃいませんか。

それではお諮りします。手島委員を会長にとのご提案をいただ きましたが、皆さんご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

仮 議 長 それでは、全会一致で手島委員を会長に選任することに決定い たします。

次に会長職務代理者について、立候補若しくは推薦はございませんか。

宮名利委員 久寿米木委員が相応しいと思います。

仮 議 長 他に候補者はいらっしゃいませんか。 それではお諮りします。久寿米木委員を会長職務代理者にとの ご提案をいただきましたが、皆さんご異議はありませんか。

委員一同異議なし。

仮 議 長 それでは、全会一致で久寿米木議員を会長職務代理者に選任することに決定します。手島会長、久寿米木職務代理者に一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

(手島会長、久寿米木職務代理者あいさつ)

仮 議 長 それでは会長及び会長職務代理者が決定しましたので、議長を 交代したいと思います。

議 長 それでは、議事を再開したいと思います。第3号議案「大分県 漁業調整規則の一部改正について」をお諮りいたします。事務局 は説明をお願いします。

参事 議案書の3ページをご覧ください。第3号議案「大分県漁業調 整規則の一部について」です。

大分県漁業調整規則は、大分県における水産動植物の採捕等に関するルールを定めたもので、水産庁から都道府県に対する技術的助言として示された都道府県漁業調整規則例に倣って制定されています。この都道府県漁業調整規則例が改正されたことに伴い、大分県漁業調整規則の該当部分を改正する必要があることから、漁業法第57条第5項、第119条第8項及び第171条第4項、並びに水産資源保護法第4条第7項に基づき、県知事から本委員会に意見を求められているものです。次のページが知事からの諮問文です。

まず始めに大分県漁業調整規則の概要について説明したします。資料②をご覧ください。こちらの資料は大分県漁業調整規則の全文になります。この規則には、海面及び内水面の両方についてルールを定めておりますので、当委員会が所管する内水面に関する条文について主なものを説明します。

1ページの第4条をご覧ください。この条では、事前に知事の許可を受けなければ営むことができない漁業(通称:知事許可漁業)について定めています。ここで言う「漁業」とは、水産動植物の採捕を反復継続して行うことを意味しており、営利を目的としているかどうかは問いません。また、許可とは、一般には禁止されている漁業を、一定の条件を満たした者に対し営むことがで

きるようにする仕組みになります。内水面に関するものとしては、赤枠の部分「うなぎ稚魚漁業」が該当します。うなぎ稚魚とは、一般にはシラスウナギと呼ばれている小型のうなぎのことで、当県の場合、許可の対象者を三者に限って許可を行っています。①自らの養殖に用いるためにうなぎ稚魚を採捕する県内養殖業者、②県内養殖業者へのうなぎ稚魚の供給を目的に採捕する内水面漁協、③うなぎ稚魚を大きく成長させて放流するために採捕する内水面漁協、そのため、採捕されたうなぎ稚魚はすべて県内の養殖池又は漁協の稚魚育成施設に導入されるため、一般的な漁業のイメージとは異なり、採捕したウナギの稚魚を市場等で販売することはなく、営利を得ることを目的とした漁業ではありません。

次に8ページをお開きください。中ほどの赤枠部分第33条をご覧ください。この条では、内水面における水産動物の採捕の許可について定めています。この許可は先ほどの第4条の漁業の許可とは異なり、水産動植物の採捕を反復継続して行うかどうかにかかわらず、第1項に定める6種類の漁具漁法により水産動物を採捕しようとするときは、事前に許可を受けなければならないと定めたものです。なお、同条第2項に定めるとおり、漁業権の設定された河川においては、漁業権に基づいて採捕する場合、許可を得ることなくこれらの漁法を使用することができます。

次に12ページをお開きください。赤枠部分の第35条第2項をご覧ください。内水面における禁止漁法を9種類定めています。先ほどの第33条と合わせて、当県の非常に狭い内水面漁場において使用された場合、水産資源への影響が大きいと考えられる漁具漁法を制限したものになります。

同じページの第36条第2項では、小型魚の保護を目的に内水面において使用することができる網漁具の網目の大きさ等について定めています。

次に15ページをお開きください。第41条には河川におけるすべての水産動物又はあゆを対象とした採捕禁止区域を、17ページの第42条では赤枠で示したあゆ、うなぎ、ぼらを、次のページではあまご、やまめについて採捕してはならない大きさや時期の制限を設けています。

以上のように、大分県漁業調整規則では内水面における水産資源の保護を目的とした漁具漁法の制限や禁漁区、禁漁期などが定められています。

次に22ページをお開きください。第60条では内水面漁場管理委員会の役割や権限を、第62~65条については、この規則

の規定に違反した場合の罰則を定めています。大分県漁業調整規 則の説明については以上になります。

次に今回の規則の改正において、知事が当委員会に意見を聴かなければならない法的根拠について説明いたします。議案書の5ページの「2の関係法令等」をご覧ください。イ 漁業調整に関する命令の3ポツ目「都道府県知事は、第1項及び第2項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならない。」と規定されています。ア、ウについても同様に規定されており、内水面に関係する規則改正にあたっては、どのような内容であっても知事は当委員会に諮問し、意見を聴くことが義務づけられています。

次に規則改正までの一連の手続きについて説明します。6ページをご覧ください。

令和6年8月29日付けで都道府県漁業調整規則例の改正が行われ、県では10月までに、この改正規則例を基に改正案を作成したところです。今回の改正が罰則に関する規定を含むことから、大分地方検察庁にも別途協議を行っており、「改正して差し支えない」との回答を得ています。また、大分県漁業調整規則は、海面にも適用されますので、令和6年12月18日に開催された大分海区漁業調整員会にも諮問し、改正について「異議なし」との答申を得ています。

赤枠で囲っている部分が、本日の内水面漁場管理委員会となりますが、本日の審議で「異議なし」というご意見をいただきました場合、決裁、水産庁認可と手続きを進め、4月に公布及び同日付けで施行ということになります。

なお、後ほどご説明いたしますが、刑法改正に伴い改正する部分については、刑法改正の施行期日である令和7年6月1日の施行を予定しています。

次の7ページをご覧ください。4 改正内容と改正理由について説明します。今回の改正は大きく分けて3点になります。改正箇所の対照表を8ページ、改正に係る公布文を9ページに、都道府県漁業調整規則例の新旧対照表を10ページに添付していますので、必要に応じて適宜ご参照ください。

それでは、7ページにお戻りください。

(1)衛星船位測定送信機(VMS)等の通信妨害行為等の禁止規定の追加についてです。大分県漁業調整規則には第4条の知事許可漁業の許可を受けた船舶に対し、その操業場所等を把握できるようにするための衛星船位測定送信機(これは船舶の位置情報を自動で測定して送信する電子機器で通称VMSと呼ばれるも

のですが)、県がこの機器の備付けや操業期間中等の常時作動を 命じることができる規定が設けられています。一方で、命じられ た者については、「電源を切る」など電子機器の機能を損なう行 為を禁止する規定が設けられていなかったことから、今回、機能 を損なう行為の禁止を新たに追加するものです。内水面に関係す る知事許可漁業は「うなぎ稚魚漁業」だけですが、「うなぎ稚魚 漁業」は船舶に対する許可ではないことから、内水面には関係し ない部分となりますので条文等の説明は省略させていただきま す。

次に(2)罰則の規定中「懲役」を「拘禁刑」とする改正についてです。刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されます。この改正により、刑務作業が義務付けられている「懲役」と義務付けられていない「禁錮」が廃止され、受刑者に応じて様々な更生プログラムを実施することができる「拘禁刑」が創設されることとなりました。このため大分県漁業調整規則の罰則において「懲役」と定めている箇所を「拘禁刑」に改めるものです。改正の内容については、8ページの対照表をご覧ください。下段の第62条第1項の2行目中ほどにある6月以下の懲役の「懲役」の部分を上段のとおり「拘禁刑」に改めます。

7ページ(2)にお戻りください。この改正にかかる施行期日は、刑法改正と同日の令和7年6月1日とし、また改正規定の施行前にした行為の処罰については、「なお従前の例による」とする経過措置を設けます。この「なお従前の例による」とは、令和7年5月30日以前の違反行為に対しては、6月1日以降に処罰が確定した場合でも、改正前の「懲役」を適用するという意味になります。

次に(3)罰則対象者の明確化についてです。

都道府県漁業調整規則例では、違反操業など、実際の違反行為を行った者を第61条及び第62条で、その違反行為を行った者の雇用者等を第63条でそれぞれ処罰することとしています。しかしながら、現行の第61条及び第62条の記述では、違反行為を行った者への罰則であることが明確に表現されておらず、誤った解釈がなされる恐れがあったことから、罰則の対象者を実際に違反行為を行った者に限定、明確化するため記述が改められたところです。

このため、大分県漁業調整規則の該当箇所である第62条及び 第63条を改正規則例に合わせて改正するものです。改正の内容 については、8ページの対照表の下段をご覧ください。

下段の第62条第1項の「該当する者は」の「者は」の部分を

上段のとおり「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、処罰の対象を違反行為を行った者に限定、明確化します。この改正に合わせて、下段の同項の第1号から第3号の「違反した者」の「者」を上段のとおり「とき」に改めます。

また、下段の第63条の「違反した者」の「者」を上段のとおり「ときは、当該違反行為をした者」に改め、こちらも処罰の対象を限定、明確化します。

なお、違反行為を行った者の雇用者等に対する罰則は、第64 条に規定していますが、今回の改正による内容や解釈の変更はあ りません。

7ページ(3)にお戻りください。この改正の施行期日は、公 布の日です。

大分県漁業調整規則の一部改正についての説明は以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、第3号議案につきましてご意 見・ご質問はありませんか。

後藤委員 今ご説明のありました法改正のことですが、違反した「者」を 「とき」に変えるというのは、現行犯っていう意味でしょうか。

参事 8ページの改正前の62条をご覧いただきたいのですけど、改 正前の62条というのが、次の各号に該当する者は、こういう処 罰をしますというふうになっているんですね。そのあとに、該当 する者として、漢数字の1、2、3で、規定がされていました。

今度の改正案としては、62条の1項のところで、これこれの違反行為をした者、というふうに、実際に違反行為を行った者を罰するという表記に変わって、次に、こういう条件に該当したときには、その人を罰しますよっていう、表記に変わったということです。

説明がうまくいかなくて申し訳ありませんが、今までの問題点というのが、この1号2号3号で「違反した者」を処罰するっていうふうになっておりまして、その「違反した者」っていうのが、実際に違反をした者なのか、その違反行為を指示した者なのかというのが、明確にこの部分で表記されてなかったというのが問題でした。

そこが誤解を生む恐れがあるということで今回改められたものです。

改正案の方では、62条第1項のところで、実際に違反行為を 行った人を罰しますというふうにまず決めて、その罰する場合に ついて、3つ規定をしているという形になります。ですので、現 行犯とかそういうわけではありません。

後藤委員 基本的には直接違反をした者が対象になる。という意味合いと いうことでよいのでしょうか。 わかりました。

議 長 よろしいでしょうか。他にご意見ありませんか。

秦(香) 委員 一つお聞きしてもよろしいでしょうか。雇い主さんへの罰則は やった人より軽いものになるのですか。

63条でやった人を罰すると言っていて、その後64条がくるので、その繋がりというか、捜査をして初めて64条になるのか、ちゃんと最初から63条で、「やった人も雇った人も両方です」と言っているのかが、あやふやなのでどっちなのかなと。

事 まずですね、違反行為を行った者というのは基本的に現行犯とかで捕まるので、その人がまず、最初に罰せられるというのは当然なのですけれども、その行為自体が誰かの指示とかですね、法人とか、個人でもいいのですけど、雇われた方が、雇用者の指示に従って行った行為という場合には、雇用者も罰せられるという規定になっていて、基本的には適用される罰則は同じです。

この62条、63条で規定されている罰則が64条の規定で、 その雇用者も、処罰されるというような形になりますので、指示 した人の方が罰則が軽いということにはなりません。

秦(香)委員 わかりました。

議 長 他に意見ありませんか。他にご意見もないようですので、第3 号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申すること で、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第3号議案については、原案のとお り異議ない旨を知事に答申することとします。

> 次に、第4号議案の「第五種共同漁業権に係る増殖事業の令和 6年度中間実績について」を審議します。事務局は提案理由を説 明してください。

参事

それでは議案書の11ページをご覧ください。第4号議案「第 五種共同漁業権に係る増殖事業の令和6年度中間実績について」 を説明します。

11ページの中段に漁業法の抜粋として「内水面における第5 種共同漁業の免許」に関する規定をお示ししていますので、そちらをご覧ください。最初に漁業法上の規定をについて説明させていただきます。

第168条では「内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」と定めており、県が免許する際の条件が規定されています。

また、第169条では「都道府県知事は、内水面における第五 種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の 増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見 を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動 植物を増殖すべきことを命ずることができる。」と定められてい ます。また、同条第2項では「前項の規定による命令を受けた者 がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取 り消さなければならない。」と県の対応が定められています。こ れらの規定に基づき、県は漁業権の免許を受けた漁協が実施する 増殖事業が適切かどうかの確認をする必要があり、適切ではない と判断される場合には、当委員会の意見を聴いたうえで増殖命令 を発出するなどの対応が求められています。そのため、県では例 年10月末までの中間実績と3月末の実績を取りまとめるととも に、併せて当委員会に報告しており、今回令和6年度の中間実績 について取りまとめを行いましたので、確認をいただくもので す。

まず、漁業権の種類と県内の第5種共同漁業権の免許状況についてご説明します。議案書の12ページをご覧ください。

漁業権は漁業法でその内容が定められており、①共同漁業権、 ②定置漁業権、③区画漁業権の3つの漁業権があります。共同漁 業権は、一定の水面を共同に利用して漁業を営む権利であり、第 1種から第5種まで5つ種類があります。このうち、内水面に関 係するものは第1種と第5種の2つであり、第1種は、あおの り、かき、しじみなど移動しない、すなわち定着性の生物を目的 とする漁業です。第5種は、第1種以外のもので内水面において 営む漁業です。定置漁業権は文字どおり定置網漁業を営む権利で あり、区画漁業権は一定の区域内で養殖業を営む権利のことで第 1種から第3種まで3つの種類があります。なお、当県の内水面 に関するものとしては共同漁業権のみとなります。

次に県内の第5種共同漁業権の免許状況についてご説明します。下の一覧表をご覧ください。

県内では、現在、15の河川漁協に対して12の第5種共同漁業権が免許されています。存続期間は令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

それぞれの河川の状況に応じ、漁業権の内容となっている魚種は異なっており、例えばあゆはすべての漁業権で、わかさぎは、4つの漁業権で免許の内容とされています。

さきほどご説明したとおり、漁業法では、第5種共同漁業権の 免許を受けた者には、免許の内容となっている魚種の増殖をする ことが義務づけられており、本県では従前から当該年度の組合経 費の30%以上を増殖事業に充当することを義務として課してい ます。

各河川漁協では、毎年度、漁業権魚種の増殖計画をつくり、県に提出します。本年度の各漁協の増殖計画につきましては、昨年7月25日に開催されました第21期第10回委員会でご確認いただいたものです。

この計画に基づく昨年10月末までの中間実績について、各漁協からの報告を取りまとめたものが、議案書13ページからの一覧表です。

最初にこの表の見方についてご説明しますので表の一番上をご覧ください。①から⑦までの番号を付しています。①は組合の年間の総経費の見込み額です。②は増殖事業費です。③が補助金を除いた増殖事業費の割合を示しており、先ほど申し上げました30%以上必要というのはここの数字です。 ④、⑤、⑥は増殖事業費の内訳で、④が放流、⑤が産卵場造成、⑥がその他となっていまして、各漁協とも計画及び実績、一部の漁協については最終的な見込みを記載しています。また、計画、実績、見込みのいずれも、上段が放流等の数量で、下段に放流等に要する金額を記載しています。

なお、赤字でお示している部分については、11月以降に実施 が予定されている増殖事業となります。

最後の⑦は各漁協ごとの特殊事情や、今後の増殖事業を記載しています。また、「えのは」が「やまめ」なのか「あまご」なのかということもこの欄に記載しています。

では、各漁協の状況を実績の欄で順に見ていきたいと思います。

最初に免許番号1の山国川漁協ですが、①の組合経費については3月末の見込みの数字ですが2,043万9千円で、②の増殖事業費の自己資金の10月末段階の実績が879万4千円で、③の増殖事業費の割合が46.0%で、すでに組合経費の30%を超えておりますが、⑦の備考欄の4行目にありますように、今後、一部の産卵場造成の実施を予定しておりまして、最終的な増殖事業費割合は46.1%になる見込みです。

次の駅館川漁協以降については、考え方は同じですので③の増殖事業費の割合についてのみ説明いたします。

免許番号2です。この漁業権は駅館川漁協、長洲河川漁協、宇佐山郷淡水漁協の3者が共同で免許された漁業権で、それぞれの漁協で増殖事業を実施する必要があります。まず、駅館川漁協ですが、③の増殖事業費の割合が50.9%となっており、既に30%を超えています。同様に長洲河川漁協は55.5%、宇佐山郷淡水漁協は65.1%といずれも30%を超えています。

次に、免許番号3は、大野川漁協と鶴崎漁協が共同で免許された漁業権ですが、大野川漁協は34.7%、鶴崎漁協は37.8%と、いずれも30%を超えておりますが、鶴崎漁協につきましては⑦の備考欄の1行目以降にありますように、今後あおのりの岩盤清掃を予定しており、最終的には39.9%になる見込みです。なお、あおのり漁業は第1種共同漁業に含まれるため、法の規定による増殖義務は課せられておりませんが、当県では第1種共同漁業権に係る増殖活動に要した経費についても増殖事業費の算出に加える取り扱いとしています。

次のページ免許番号4の番匠川漁協は、44.7%と既に30%を超えておりますが、赤字部分のとおり、今後、えのはの放流と産卵場造成を予定しており、最終的には47.2%となる見込みです。

免許番号5の堅田川漁協も46.1%とすでに30%を超えています。

次の免許番号6の玖珠郡漁協は、19.7%と基準の30%に達しておりませんが、赤字部分のとおり、今後、えのはの放流を予定しており、最終的には36.1%になる予定です。

次の免許番号7の日田漁協についても、11.2%と基準に達しておりませんが、今後、えのはとあゆの放流を予定しており、 最終的には40.9%になる見込みです。

次の免許番号8番の大分川漁協についても、22.9%と基準

に達しておりませんが、赤字部分のとおり、今後、えのはとあゆ、もくずがにの放流及び産卵場造成を予定しておりまして、最終的には32.3%になる見込みです。

次の免許番号9番の桂川漁協は、32.9%と既に30%を超 えておりますが、赤字部分のとおり、今後、すっぽんの放流を予 定しており、最終的には48%となる見込みです。

次ページの免許番号10番の宇目町漁協は、29.9%と基準の30%にわずかに達しておりませんが、赤字部分のとおり、今後、えのはの放流とわかさぎの産卵場造成を予定しておりまして、最終的には34.7%になる見込みです。

次の免許番号11番の臼杵河川漁協は、34.9%と既に基準の30%を超えておりますが、赤字部分のとおり、今後、もくずがにとすっぽんの放流を予定しており、最終的には40.3%となる見込みです。

最後に免許番号12番津江漁協は、31.7%と既に基準の30%を超えております。

以上のように全ての漁協で③の増殖事業費の割合が30%を超 えているか、今後、超える見込みとなっています。

なお、コイの増殖事業につきましては、コイヘルペスウイルス 病のまん延防止措置のため、水産庁の指導で、「コイを放流しな くても増殖していないことにはならない。」という取り扱いにな っています。

また、「ふな」、「はえ」、「うぐい」の種苗の入手が困難であるということから、産卵場造成による増殖を行っています。

以上で説明は終わります。

議 長 ただいま事務局から報告がありましたが、第4号議案について ご質問、ご意見はありませんか。

後藤委員 桂川漁協のところで、匹数がでてきているのですが、キログラムと匹数では匹数の方が分かりやすいと思うのですが。

キログラムも匹数も、全部特に基準としては同じということでしょうか。あゆの大きさとか、種類とかが他と違うわけではないということでよいのでしょうか。

参 事 それぞれの漁協さんで取り扱われている放流のサイズということですかね。

まず一番最初にご説明しました通り、県のルールとしては、組合の経費の30%以上を増殖経費に充当してくださいっていうこ

とでお願いをしているところです。

実際にその30%の経費を何に充てるか、どういったものを放流するかっていうのは、基本的には漁協さんの裁量というふうになっております。ですので、それぞれの漁協さんで放流されているサイズや時期とか、そういったものは、漁協さんによって異なっている状況にあるかと思います。

一応ここでお示ししているキログラムとか尾数とかは、各漁協さんでそういう整理をされているということで記載をさせていただいておりまして、県としてチェックするところは、それに幾らお金がかかっているかというところをポイントとして確認しています。ですので、どの程度のサイズで放流しているかは、それぞれの漁協さんに確認をしないと実はよくわかりません。申し訳ございませんが、県ではそこまでは確認をしていないというのが現状でございます。

後藤委員

割合というところに重点を置いているということですね。少しわかりにくかったので質問させていただきました。

議長

一言付け加えさせていただきますと、あゆは漁協によって仕入れる大きさが違います。だから、共通のキロ数で出して、後で匹数に換算して出し直す。そういう形になるかと思います。

私のところとかは、0.5グラムとかの小さいサイズのものを、100キロ単位とか200キロ単位で買ってきます。その匹数を調べるだけでも困難な状況です。漁協には、請求書なりがきますのでキロ数から換算して判断してもらえれば、大体匹数はわかるかと思います。

それでは他にありませんか。

北西委員

駅館川で、えのはの放流をされていると思うのですが、あまごでしょうかやまめでしょうか。そこだけ備考欄にえのはが何なのかの記載がなかったのですけど。

参 事

この駅館川の漁業権は、3漁協に免許されておりまして、実は水域の住み分けがございまして、一番下流が長洲河川漁協でその次が駅館川漁協、上流が宇佐山郷淡水漁協というふうになっておりまして、駅館川漁協さんは、あまごが基本的関係がないので、取り扱いがないということになります。宇佐山郷淡水漁協さんが上流側になりますので、そちらが放流をされているということです。

北西委員 宇佐山郷淡水漁協さんが、えのはを放流されているということ ですね。えのはは、あまごですかね。

参 事 あまごです。

議 長 大丈夫ですかね。他に意見はございませんか。

それでは「令和6年度増殖事業中間実績」については、原案の とおり確認したとしてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 それでは、「令和6年度増殖事業中間実績」については、報告 のとおり確認いたしました。今後も、事務局は各漁協に積極的な 増殖を指導してください。

以上で予定していた議案は終了いたしました。

次にその他の報告事項ですが、2点の報告があるようなので事 務局は説明してください。

参事 まず、1点目の「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会 研修会」の報告をいたします。

昨年10月4日にウエブで開催され、第21期の園田委員に参加していただきました。

研修会では、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所坪井主任研究員から「赤字にならない!アユ漁場づくり」について、長野県水産試験場環境部 小松研究員から「放流に頼らない増殖ー志賀高原雑魚川の事例紹介」というタイトルでの講演がありました。各講演の内容については説明を省略させていただきますが、お手元の資料③と④が研修会の資料になりますので、後日、ご確認ください。

次に2点目の「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会西 日本ブロック協議会」の報告をいたします。

お手元の資料⑤をご覧ください。

昨年11月11日、12日に島根県で開催され、第21期の岩本会長に出席していただきました。第1号議案から3号議案まで 異議なく承認されています。

特に第1号議案の(1)令和6年度第1回漁場管理対策検討会結果については、現在の内水面の問題が集約されていますので、 ご一読いただければと思います。 また、第3号議案 次期開催県については、佐賀県に決定しております。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告にご質問等はありませんか。 以上で報告事項が終わりましたが、他に何かありませんか。他 にないようであれば、これで本日の議事を終了します。

参 事 ご審議誠にお疲れ様でした。これをもちまして委員会を閉会し ます。

以上、第22期大分県内水面漁場管理委員会第1回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和7年1月31日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員